



飼い主の義務

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

『狂犬病』とは…

狂犬病とはウイルス性の感染症です。犬だけでなく人はもちろん、猫、猿などのは乳類に感染します。この病気は、発病した動物に咬まれることで感染し、発病すれば死に至る大変恐ろしい病気です。日本では近年発生していませんが、世界的にみると毎年5万人が狂犬病により命をおとしています。

狂犬病は決して過去の病気ではないのです。安心・安全なくらしを守るために、犬の登録と予防接種の義務を守りましょう。

犬の放し飼いは禁止されています。
ロープで繋ぐなど犬が逃げ出さないようにし、散歩もリードを付けて行ってください。

散歩中に犬がフンをした場合は、持ち帰るなどきちんと始末します。また、袋やスコップを持つても始末しない飼い主も見受けられます。他人に迷惑を掛けないようにしましょう。

子犬や子猫が生まれることを望まないのであれば、去勢・不妊手術を受けさせましょう。

ペットの鳴き声によるトラブルが発生しています。散歩するなどペットのストレスの発散と、無駄吠えを止めさせるなど適切なしつけを行いましょう。

本年も4月に市内各地に会場を設けて犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。犬の登録をされている方には予防注射の案内を3月中に郵送します。登録をされていない方は環境課に申請をお願いします。

環境課からのお知らせ

犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

●手数料 3050円

内訳は 注射料金 注射済票交付手数料	2500円 550円
※新規に犬を登録する場合は登録手数料が別途3000円必要です。	

ペットはマナーを守つて飼いましょう！

平成21年 4月から追加

これまでの 家電リサイクル法対象家電



4月から「液晶式・プラズマ式テレビ」と「衣類乾燥機」が家電リサイクル法の対象となります

循環型社会をめざして、平成13年から家電4品目のリサイクルが始まっています。これまで対象となっていた品目は、

エアコン

ブラウン管式テレビ

冷蔵庫(ワインセラー含む)

洗濯機(二槽式、全自動、洗濯乾燥機)

冷凍庫

でしたが、廃家電製品の適正処理及び資源の有効利用を一層促進するため、

液晶式・プラズマ式テレビ

衣類乾燥機

が平成21年4月から追加され、粗大ごみとして出すことができなくなります。4月以降対象家電を廃棄するときは、適正なリサイクルの手続きをしていただくようお願いします。

まちづくり部環境課
(23)9130

山内支所まちづくり課
(45)2909
(36)6023



担当:樋渡